

を推進する。

＜具体的施策＞

- 低炭素交通・物流インフラの革新(超電導リニアの実用化技術確立[2016年度まで]、実験線延伸の工事促進[2013年度中早期]等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施[2010年夏を目途]、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立[2012年度を目途]、船舶版アイドリングストップ)
- 高効率船舶技術開発[2012年までにCO₂を30%削減]、非接触給電(IPT)ハイブリッドバスの実用化技術確立 等

(4) 資源大国実現

都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略、水処理技術の国際展開の強化等により、「資源大国日本」を目指す。

＜具体的施策＞

- レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築(「都市鉱山」活用)[今後3年間で携帯電話1億台(約3.2トンの金)の回収を目指す]
- 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源開発
- 世界の水市場参入[3年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す]
- 原子力産業の基盤強化 等

2. 健康長寿・子育て

◇地域医療再生、医薬品等新技術の開発加速や介護機能強化に重点的に取り組み、高齢化の進展を内需拡大、雇用創出に活かし、我が国新たな飛躍の糧とする。また、安心こども基金の拡充等により、保育サービスをはじめ子育て支援の強化を図るとともに、厳しい経済情勢を踏まえ、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

(1) 地域医療・医療新技術

医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図

るとともに、先端医療設備の整備を進め、拠点病院等を耐震化する。また、がん等の戦略的分野における医療技術・医薬品・医療機器、新型インフルエンザワクチン等の開発を推進する。

<具体的施策>

- 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援
- 医療機関の機能・設備強化(大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等)
- がん等の戦略的分野における医薬品等の開発・橋渡し・実用化の加速(研究開発体制等整備、ベンチャー支援、先端医療開発特区の支援等)
- がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査迅速化、治験基盤の充実
- 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化
- 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化
- 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等)
- 地域総合健康サービス産業の創出支援

(2)介護職員の処遇改善・介護拠点整備

介護人材の処遇を改善し、人材確保を図るとともに、介護基盤の緊急整備により新たな雇用機会を創造する。

<具体的施策>

- 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
- 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大
- 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等
- 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等
- 生活支援ロボット等の実用化支援 等

(3)子育て・教育支援

保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化を行うとともに、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

＜具体的施策＞

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)
- 地域における子育て支援の拡充等(保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等)
- 女性特有のがん対策(一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除する等の措置を講ずることにより、女性特有のがん対策を推進)
- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

◇我が国経済の「底力」の発揮、21世紀型インフラ整備を図る。このため、中長期的な成長力を高める観点から、農林漁業の振興を図るとともに、先端技術開発・人材力強化、中小企業支援を進める。また、道路・港湾・空港等のインフラ整備やITの徹底活用により、地域連携の強化と競争力強化、国民の利便性向上を図る。あわせて、コンテンツ、文化・芸術・スポーツ、観光の振興を図る。

(1)農林漁業の底力の発揮

農地の有効利用や、農業の将来を担う若い手の確保、需要に応じた生産振興、森林資源の整備・活用等により、農林漁業の底力を発揮し、食料自給力の向上と雇用創出を図る。

＜具体的施策＞

- 「平成の農地改革」の断行と担い手の確保(農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成)
- 需要に結びついた生産振興等(水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体质強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等)
- 農山漁村の活性化と森林・林業の再生(森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等)
- 水産業の活性化(漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等)等

(2) 先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

我が国の経済成長の鍵を握る技術力や人材力の強化を目指し、大学等の教育研究施設・設備や研究支援者等の研究環境の抜本的な改善を図る。また、地域を支える中小企業を総合的に支援する。

<具体的施策>

- 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新[5研究拠点を 2016 年に世界トップレベルに]、大学等における教育研究基盤の強化等
- 产学官連携の強化(技術研究組合制度等を活用した研究開発支援、地域の产学官共同研究拠点の整備)
- 新学習指導要領への対応(小中高校における理数教育の抜本強化等)
- 留学生の受け入れ促進(留学生宿舎の整備等)、若手研究者等の海外への留学支援
- 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設
- ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援
- 中小企業の海外市場開拓支援等(海外見本市への出展支援等)
- 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等) 等

(3) 地域連携と競争力強化の基盤整備

「国土ミッシングリンク」の結合や港湾・空港インフラの強化等により、地域間の連携強化や競争力の強化を図る。

＜具体的施策＞

- 「国土ミッシングリンク」の結合(三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等)
- 港湾・空港インフラの強化(スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等)
- 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査
- 整備新幹線の着実な整備

(4) ITによる底力発揮

経済社会の活性化と変革の牽引車として、ITを最大限活用し、新しい経済社会システムを実現する。

＜具体的施策＞

- 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化
- デジタル・ディバイト解消(ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯不感エリアの解消加速等)
- 電子政府・電子自治体の加速(国民電子私書箱の推進等)
- グリーンITで世界を牽引
- ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化
- ICTを活用した地域の活性化等(ユビキタスタウンの構築等) 等

(5) ソフトパワー・観光

海外において高い評価を得ている我が国のアニメ、マンガ、映画、放送番組などのソフトパワーを新規市場創出や若年雇用拡大に活用する。文化・芸術・スポーツの振興を図る。また、2020年までに訪日外国人旅行者数が2000万人となる「観光立国」を加速化するためのプロジェクトを重点的に実施する。

＜具体的施策＞

- ソフトパワーの海外展開支援(コンテンツ産業の輸出比率(1.9%)を米国並(17.8%)に)、地域発ソフトパワー発信・活用の強化
- 次世代著作権取引支援システム等の環境整備
- メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化
- スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等
- 日本ブランド発信強化による需要拡大
- 世界有数の観光地形成(観光圏整備(当面約30地域)、景観形成や歴史まちづくり[2012年度までに500地域へ]、無電柱化、旅館街再生支援等)
- 世界からのアクセスの抜本的な改善(成田・羽田間アクセス改善、訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等)
- 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進(例:休暇の地区別取得の検討) 等

III. 「安心と活力」の実現－政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

1. 地域活性化等

◇地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策を推進する。また、住宅対策として耐震化等の促進、円滑な資金調達のための措置等により、住宅投資の活性化を図るとともに、離職者の居住安定確保の推進等を図る。

<具体的施策>

- 地域交通の活性化等(開かずの踏切の解消、地域公共交通等)
- まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等
- コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり(歩行空間・自転車利用環境の整備等)

- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進(再掲)
- 高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進
- 住宅・土地金融の円滑化(再掲)
- 木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行
- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」(「3. 地方公共団体への配慮」に再掲)

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

- ◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。
＜具体的施策＞
- 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備
- 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)
- 高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進)
- 難病患者に対する支援(難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患について、医療費助成の対象に追加)
- 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化
- その他の社会保障関連の取組

(2)消費者政策の抜本的強化等

◇消費者が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者庁の創設及び地方消費者行政の強化を図る。また、規制改革、独占禁止法等の厳正な運用等に取組む。

<具体的施策>

- 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等
- 規制改革への取組
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立 等

(3)防災・安全対策

◇社会資本ストックの耐震化等対策、ゲリラ豪雨対策等防災・災害対策等を進め、国民の安全を確保する。

<具体的施策>

- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- 交通の安全確保対策(駅・道路のバリアフリー化、国幹会議^(注)の議を経て暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間の四車線化等)^(注)国幹会議…国土開発幹線自動車道建設会議
- 消防防災体制の整備

(4)治安体制の整備等

◇国民の生活の安全に対する不安の高まりを踏まえ、治安体制の整備等に取組む。

<具体的施策>

- 治安体制の整備等(街頭防犯カメラ、警察用車両整備等)

3. 地方公共団体への配慮

◇本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。

◇地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」を交付する。この交付金の活用に当たっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。

<具体的施策>

- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」

IV. 税制改正

◇需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行う。

<具体的施策>

- 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減
- 中小企業の交際費課税の軽減
- 研究開発税制の拡充

<財源等>

1. 国費と事業規模

本対策の国費と事業規模は、別紙1のとおりである。

2. 財源

本対策の財源は、財投特会の積立金、建設国債、経済緊急対応予備費を充て、なお不足する場合には、特例公債を発行する。

(別紙1)

「経済危機対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避	4.9程度	44.4程度
1. 雇用対策	1.9程度	2.5程度
2. 金融対策	3.0程度	41.8程度
II. 成長戦略－未来への投資	6.2程度	8.8程度
1. 低炭素革命	1.6程度	2.2程度
2. 健康長寿・子育て	2.0程度	2.8程度
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備	2.6程度	3.8程度
III. 「安心と活力」の実現－政策総動員	4.3程度	5.0程度
1. 地域活性化等	0.2程度	0.4程度
2. 安全・安心確保等	1.7程度	2.2程度
3. 地方公共団体への配慮	2.4程度	2.4程度
IV. 税制改正	0.1程度	0.1程度
合計	15.4程度	56.8程度

(注1)

(注1) 21年度財投追加7.8兆円による事業費の増を含む。

また、公共事業及び施設費の地方負担に係る交付金については、合計において事業費の重複を控除している。

(注2) この他、株式市場への対応に係る政府保証50兆円がある。

I. 緊急的な対策一「底割れ」の回避

1. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の拡充等

- ・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃等

(2) 再就職支援・能力開発対策

○ 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- ・若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸收分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○ 職業能力開発支援の拡充・強化

- ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供拡充等

○ 障害者の雇用対策

- ・障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ、障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等

○ ハローワーク機能の抜本的強化等

- ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

(3) 雇用創出対策

- ・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等
- ・海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○ 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保、製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○ 内定取消し対策等

- ・内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する相談

への適切な対応、未然防止に向けた周知徹底等

- ・未払賃金立替払の請求増加への対応

○ 外国人労働者への支援

- ・通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化
- ・我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援
- ・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施
- ・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

(5) 住宅・生活支援等

- ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等
- ・ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進

2. 金融対策

○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等

- ・金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査(実施中)
- ・金融機能強化法の活用促進(公的資本に係る配当率を平時の水準に設定等)(実施中)
- ・金融仲介機能発揮のための制度整備等
 - －緊急保証に係るリスクウェイトの見直し(10%→0%) (実施済)
 - －コベナンツ^(注)対応の弾力化の促進(実施済)
 - －市場型間接金融(シンジケートローン等)の積極的活用の要請(実施済)

(注)コベナンツ…借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項

○ 中小企業の資金繰り支援

- ・緊急保証の規模拡大(緊急保証枠の10兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤強化)
- ・緊急保証等の改善(据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等)
- ・セーフティネット貸付の規模拡大(貸付枠の3兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤強化)
- ・セーフティネット貸付等の改善(無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ。マル経融資・創業者融資の拡充等)
- ・商工中金の貸付(危機対応)の規模拡大(貸付枠の2.4兆円追加及び日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤強化(要法律改正))
- ・元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応(日本政策金融公庫・商工中金において1.5兆円を目指す)
- ・日本政策金融公庫の対策関係の業務の円滑な推進に必要な体制の確保
- ・中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金利の引下げ

○ 中堅・大企業の資金繰り支援等

- ・日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠拡大(危機対応)等
 - 現行の長期資金貸付枠に8兆円を追加
 - その際、資金供給にあたって以下のような多様な経路の活用にも配慮する
 - ・新発社債購入(社債償還資金貸付を含む)
 - ・コミットメント・ラインの設定
 - ・民間金融機関と協働した形での融資
 - ・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給
 - 民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用
 - あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充
 - ・日本政策投資銀行が、危機対応業務を円滑に行えるよう財務基盤の強化(追加出資)等を行う(そのための法律改正を与党において検討)
 - ・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度の拡充
 - ・先端技術の強化・再編に長期資金を供給する産業革新機構の出資枠拡充
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援
 - ・我が国企業の海外事業支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進(外為特会からの外貨借入も活用)、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用
 - ・金融機関が保有する優先株(優先出資証券)、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株(優先出資証券)を買取対象に加える(そのための法律改正を与党において検討)
- 株式市場への対応
 - ・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買い取る仕組みを整備する(そのための法律改正を与党において検討)。借入に係る政府保証枠を50兆円とするなど、所要の予算措置を講じる
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
 - ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善
 - ・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート
 - ・上場有価証券の評価損について、税務上の損金算入に関する取扱いの明確化・周知(実施済)
- 住宅・土地金融の円滑化
 - ・住宅ローンの円滑な借入れ支援(住宅融資保険制度の拡充、フラット35の融資率の引上げ等)
 - ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用)
 - ・住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援(住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実等)
 - ・官民一体となったファンドの創設や日本政策投資銀行等によるJ-REITへの資金供給の充実
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策
 - ・JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等
- 金融政策について
 - ・日本銀行においては、引き続き政府との緊密な情報交換・連携を保ちつつ、金融市场の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適

切かつ機動的な金融政策運営により、経済を下支えするよう期待する。

3. 事業の前倒し執行

- 公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

II. 成長戦略－未来への投資

1. 低炭素革命

(1) 太陽光発電

- 「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)[うち、3年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡大]
- 太陽光発電の導入抜本加速
 - ・家庭などで発電した太陽光発電について電力会社が、当初は、現在の2倍程度の価格で買い取る、新たな買取制度を創設[既存の施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3~5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減]
 - ・公共建築物・公的施設・住宅・在外公館等への太陽光発電の導入促進等
- 離島における新エネルギー導入促進のためのビジョンの策定及び導入支援
- 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等の開発支援
- 太陽光パネル等の海外への普及促進の重点実施
- エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー導入拡大を義務づける法体系の整備
- 中小企業による太陽光発電設置、電力会社によるメガソーラー設置支援
- 小水力の普及促進

(2) 低燃費車・省エネ製品等

- 環境対応車への買換えなど普及促進(平成21年4月10日に遡及適用)

① 経年車の廃車を伴う新車購入補助(スクラップインセンティブ)

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から2010年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

② 新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの)

要件	登録車	軽自動車
4☆かつ2010年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

(注) 上記の補助単価は乗用車の場合(トラック・バス等の重量車にも補助実施)

・次世代自動車の世界最速普及を図る

- 公用車の環境対応車への買換え促進

- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)

エコポイントの付与に関する考え方

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%+5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当(平均3%)

・グリーン家電の爆発的普及を図る

- 建築物のゼロエミッション化の加速的展開(2030年までに新築公共建設物のゼロエミッション化を目指した開発等)

・公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進(当面3年間、重点実施)

- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進

- 政府の庁舎等の省エネルギー化(省エネ機器の設置等)

- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進